

## 59—03 P U D T

## 忌避の申立ての効果及び 忌避審判の手續と決定の効果

### 1. 忌避の申立ての効果

忌避の申立てがあつたときは、忌避審判の決定があるまで手續を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない(特 § 144)。この急速を要する行為とは、除斥のときと同様である(→59—02の1.、26—01の12.)。

### 2. 忌避審判の手續

(1) 当事者などから書面をもつてあるいは口頭審理中に口頭(→33—04の3.(6))をもつて忌避の申立てがあつたときは、審判書記官は忌避審判の開始の手續を行う。

(2) 忌避の申立てがあれば、関係審判事件の手續は中止され、忌避の申立てに対する判断機関として、特許庁長官の指定による審判官(→59—01の7.)から成る新たな合議体が構成される。この場合、忌避の申立てを受けた審判官は、この合議体に加わることはできないが、意見を述べることはできる(特 § 143①)。

また、忌避の申立てに係る審判書記官は、忌避についての審判に関与することはできない。特許庁長官の指定による新たな審判書記官が忌避についての審判に関与する。

なお、申立権の濫用であると認めるときの忌避の申立てを受けた審判官については、59—01の8.参照。

(3) 口頭審理中(ないし証拠調べ中)に忌避の申立てがあつたときの措置  
59—02の2.(3)に準ずる。

(4) 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならない(特

§ 142②)。3日以内に疎明しないときは、その追完は認められないので、決定をもって却下する。この疎明は除斥の場合と同様である（→59—02の2.(4)）。

(5) 忌避の申立てに対する審判はできるだけ、すみやかに審理、決定されなければならないことも除斥のときと同様である（→59—02の2.(5)）。

(6) 忌避審判は、原則として書面審理による（特§ 145②）。

(7) 忌避の申立てに対する決定は、文書をもって行い、かつ理由を附さなければならない。また、この決定に対しては不服を申し立てることはできない（特§ 143②、③）。この決定は即時に確定する。

(8) 忌避の申立てに対し決定があったときは、審判書記官は、関係事件の記録に決定書を連続し、その旨の表示をした紙片を記録袋にはさみ、関係事件の審判長に回付する。

(9) 忌避の申立てに対する審判事件の審判官又は審判書記官に対し更に忌避の申立てがされたときも、手続上、同様に扱う。

### 3. 忌避審判の決定の効果

忌避審判により、その申立ては理由があるとの決定があったとき、その審判官は、その決定後職務の執行から除外される。

(注) 忌避の申立てについて、その申立ては理由があるとの決定があった場合であって、その原因が除斥原因（特§ 139一～七）に当たるときには、その原因が発生した時以後に当該審判官又は審判書記官が関与した審判手続は無効となる。

(改訂H27.2)